

パワハラ防止法

貴社の対策は お済みですか？

重要



ご存知ですか？
2020年6月、改正「労働施策総合推進法」
(通称「パワハラ防止法」)が施行され、
事業主は職場のパワハラを防止するための
雇用管理上の措置が義務付けられました。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

事業主の方針等の明確化及び周知・啓発 (研修の実施など)

- 1 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってほ
ならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発
すること
- 2 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の
内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・
啓発すること

相談に応じ、適切に対処するために必要な 体制の整備

- 3 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- 4 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切
に対応できるようにすること

職場におけるパワーハラスメントに係る 事後の迅速かつ適切な対応

- 5 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- 6 速やかに被害者に対する配慮のための措置を
適正に行うこと(注1)
- 7 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に
行うこと(注1)
- 8 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)

(注1) 事実確認ができた場合 (注2) 事実確認ができなかった場合も同様

そのほか併せて講ずべき措置

- 9 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護する
ために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知
すること
- 10 相談したこと等を理由として、解雇その他
不利益取扱いをされない旨を定め、
労働者に周知・啓発すること

(注3) 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む

え…？ パワハラ防止法？
うちみたいな中小企業は
こういうの対象外でしょ？

いいえ、2022年4月から
中小企業も対象になりますよ。
(2022年3月31日までは努力義務)



貴社の「パワハラ対策」、私たち人事労務管理のプロが
お手伝いいたします。詳しくは裏面をご覧ください →

ワークハラスメント 外部相談窓口のご案内



パワハラ防止法の施行により、事業主は職場のパワハラを防止するための雇用管理上の措置が義務付けられました。「具体的に何をしたら…？」とお困りではありませんか？

人事労務管理の専門家である弊所では、外部相談窓口の受託も行っております。社会保険労務士や産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなどの資格を持つスタッフが従業員の皆さまからの相談をお受けします。緊急時には弊所顧問である精神科産業医や労務問題に強い弁護士と連携し皆様のお悩みを解決します。(医師や弁護士と連携した場合は別途費用となります)

これってハラスメント？
でも社内の問題って
正直、社内の相談窓口
では相談しにくい…。



秘密厳守。安心して ご相談ください

社会保険労務士法や産業カウンセラー・キャリアコンサルタントの倫理綱領には守秘義務が課されているので、安心してご相談ください。相談員は資格を持つ女性スタッフです。相談窓口では、ハラスメントだけでなく利用できる社会保険制度の相談や女性ならではの悩みや心身の不調などの相談先としてもご利用ください。

気軽に相談できる
体制があるなんて
社員想いの会社
なんだな



社員を大切にしている会社の 姿勢が伝わります

気軽に相談できる体制づくりは、優秀な社員が万一トラブルを抱えたときに退職することなく問題を乗り越える助けとなります。既存社員の定着率、会社に対する信頼感やモチベーションアップはもちろん、就活生に向けた採用ブランディングにも有効です。相談窓口設置後は、社内への周知や相談しやすい環境づくりをサポートします。

問題が起きてからでは
遅いとわかっているが
社員の悩みや問題を
上司が面談で聞き
出すのは難しい

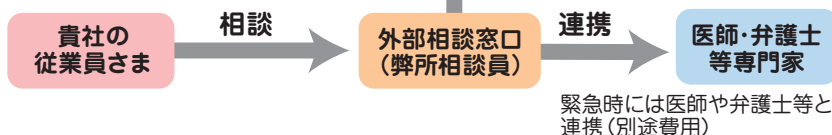


職場環境改善に向けた 対策づくりのアドバイスを いたします

相談窓口の設置だけでなく、相談に対して適切に対応できる体制づくりなど事後対応がカギとなります。寄せられた相談内容を元に相談者のプライバシーに配慮し働きやすい職場づくりのためのアドバイスや課題に合わせた研修をご提案します。研修と組み合わせることでより効果的に相談窓口を導入することができます。

外部相談窓口導入イメージ

相談希望の方より直接、メールまたは電話にて相談日時をご予約いただきます。ご予約後、ご相談となります。(対面、オンライン、メール、電話可) 定期的な訪問による相談室の開設にも対応します。(オプション)



新36協定届の健康確保措置のひとつに

36協定における健康福祉確保措置としての「心とからだの相談窓口」としてもご利用いただけます。

ストレスチェックの実施と合わせ 効果的に導入

弊所ではストレスチェックも取り扱っています(Well診断®)。外部相談窓口はストレスチェックの予備面談などにも利用可能です。

お問い合わせ先・ご依頼は

 **本間社会保険労務士事務所**
honma social insurance labor consultant office

 **Work & Life
Integration Co., Ltd.**

TEL : 011-616-8177 (担当: 蜂谷・米田)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目1-10 グリーンヒルズ2階

FAX : 011-644-6675 URL: <https://honma-office.jp>

Mail : soudan@worklife-inte.co.jp ChatWork : worklife001

